

## 商品説明書

(2025年12月1日現在)

1. 商品名	●普通預金（教育資金贈与非課税口）
2. 申込受付	●当行の国内本支店窓口
3. 商品概要	<p>●「普通預金（教育資金贈与非課税口）」（以下、本口座という）は、租税特別措置法第70条の2の規定（この規定の関連法令や文部科学省および国税庁のQ&amp;Aを含む。以下、法令等という）に基づく直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」（以下、本措置という）の適用を受けるための専用の普通預金口座です。</p> <p>●本口座開設時に受贈者と当行で「教育資金管理契約（普通預金（教育資金贈与非課税口）に関する特約）」（以下、本特約という）等を締結していただきます。</p> <p>●直系尊属（祖父母や父母の方等）からお孫さまやお子さま等（30歳未満の方に限ります）への教育資金贈与について、お孫さまやお子さま等1人につき1,500万円（内、塾や習い事等の法令等に定められた学校等以外に支払われた教育資金は500万円）を限度として本措置の適用が受けられます。※贈与契約日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円超の場合、当該贈与に係る資金は非課税の対象となりません。</p> <p>●直系尊属と受贈者（本口座の預金者）の間で書面により贈与契約※を締結し、2013年4月1日から2026年3月31日までの間（以下、適用期間という）に本口座を開設し、贈与者から取得した金銭を本口座に預け入れする必要があります。</p> <p>※当行では、贈与契約書の作成事務に携わることはできません。</p> <p>●教育資金の支払に充てた金銭にかかる領収書その他の書類（電磁的記録を含む）で支払の事實を証するもの（適用法令に規定される領収書等をいい、以下「領収書等」といいます）に記載された支払年月日の属する年の12月31日までに当行所定の手続により本口座から払い戻しいただきます。</p> <p>●教育資金の支払に充てた領収書等を領収書等に記載または記録された支払年月日の属する年の翌年3月15日までに当行所定の手続によりご提出またはご提供いただきます。</p> <p>●毎年1月1日から12月31日までに本口座から払い戻しをされた金額と、当行へご提出またはご提供いただいた同年中の教育資金のお支払に係る領収書等の金額のいずれか低い金額が、同年の非課税の適用を受けられる金額（教育資金支出額）となります。</p> <p>※当行へご提出またはご提供いただいた領収書等の金額を超えた同年の本口座からの払戻金額については、本口座の契約終了時に、贈与税の課税対象となりますので、ご留意ください。</p> <p>●贈与者から贈与を受けてから贈与者が死亡した場合、その死亡の日における管理残額※については、受贈者が贈与者から相続（受贈者が贈与者の相続人以外の者である場合は、遺贈）により取得したものとみなして、相続税の課税対象となります（相続税に関する法令の規定が適用されます）。贈与者が複数いる場合、管理残額は、贈与者ごとの非課税拠出額で按分計算します。なお、受贈者が孫等である場合、2021年4月1日以降に取得した資金については相続税の2割加算の対象となります。</p> <p>●預金者の30歳の誕生日の前日等に、本特約等は終了し、その時点における本口座から払い戻しをし、かつ領収書等の提出または提供がなかった金額および本口座の預金残額の合計金額は、贈与税の課税対象となり、納税義務は預金者が負うこととなります。</p>

### 【法令等で定める「学校等」該当例】

- ・学校教育法上の幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校、各種学校
- ・外国の教育施設

〔外国にあるもの〕その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本人学校、私立在外教育施設

〔国内にあるもの〕インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）、外国人学校（文部科学大臣が高校相当として指定したもの）、外国大学の日本校、国際連合大学

・認定こども園又は保育所 など

### 【法令等に定める「学校等以外」該当例】

- ・学習（学習塾・家庭教師、そろばん、キャンプ等での体験活動など）
- ・スポーツ（スイミングスクール、野球チームでの指導など）
- ・文化芸術活動（ピアノでの個人指導、絵画教室、バレエ教室など）
- ・教養の向上のための活動（習字、茶道など） など

※社会通念上相当と認められるものに限ります。

4. ご利用可能な方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直系尊属との間で書面による贈与契約※を締結し、かつ当行と本特約を締結した30歳未満の受贈者のお客さま。 ※当行では、贈与契約書の作成事務に携わることはできません。</li> <li>●本措置の適用を受けるための口座は、一個人（受贈者）につき一金融機関かつ一営業所（一支店・一出張所）でのみ開設いただけます。 ※すでに他の金融機関や当行他支店・出張所で本措置の適用を受けるための口座をお持ちの場合等は本口座は解約となります（お申し込みできません）。 ※本口座は、本措置に対応する専用の普通預金口座となりますので、すでにお持ちの普通預金口座ではご利用いただけません。</li> <li>●贈与契約日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円超の場合、当該贈与に係る資金は非課税の対象となりません。</li> </ul>
5. 申込時等に必要な書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●贈与を証する書面（贈与契約書等）の原本 直系尊属の贈与者と受贈者でご契約いただいた書面が必要になります。 ※当行では、贈与契約書の作成事務に携わることはできません。</li> <li>●贈与者が受贈者の直系尊属であることが確認できる書類（戸籍謄本等）の原本（発行日から6ヶ月以内）</li> <li>●贈与者の氏名、住所が確認できるご本人さま確認書類（運転免許証や個人番号カード等）の原本</li> <li>●受贈者の氏名、住所、年齢（生年月日）等が確認できるご本人さま確認書類（個人番号カード等）の原本 ※受贈者が未成年者等で親権者等の法定代理人が手続を行う場合は、以下も必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受贈者と親権者等の法定代理人の関係が確認できる書類（個人番号カード等）の原本</li> <li>・親権者等の法定代理人のご本人さま確認書類（運転免許証等）の原本</li> <li>・法定代理人の印章 法定代理人が、受贈者の両親である場合、原則、両親2名の同席が必要であり、両親で同一の印章はご利用できません。</li> </ul> </li> <li>●受贈者の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類（通知カード・個人番号カード・発行日から6ヶ月以内の住民票の写し）の原本</li> <li>●受贈者の銀行届出印 法定代理人と同一の印章はご利用できません。</li> <li>●確定申告書の控えや源泉徴収票等（必要な場合のみ） ※受贈者が扶養親族等ではなく、贈与を受けた年の前年分の合計所得金額がある場合に必要となります。</li> <li>●新規申込手数料引き落とし口座の通帳と印章</li> <li>●当行店頭窓口にて当行所定の申込書類および法令等上定められた必要書類を、ご記入・ご提出いただく必要があります。 ※法令等に基づく記載内容でない場合、受理できない場合があります。</li> </ul>
6. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この預金には、払い戻しに関する期間の定めはありませんので、隨時、以下「8. 払戻方法」により本口座から払い戻すことができます。</li> <li>●本口座開設後、2026年3月31日までの間に本特約に基づき、原則、贈与者から一括で預け入れられた教育資金に充てる目的の資金で、以下「9. 領収書等の提出」に基づき当行に領収書等をご提出またはご提供いただいた金額が本措置の適用対象となります。</li> </ul>
7. お預入方法  (1) お預入方法  (2) お預入金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本口座へのお預け入れは、原則、贈与を証する書面（贈与契約書等）に基づく贈与者からの贈与資金の一括のお預け入れに限ります。 ※贈与契約書に基づき申告した金額と異なるお預け入れはできません。</li> <li>●本口座への贈与資金のお預け入れは、原則、当行の国内本支店窓口での入金または振込になります。 ※当行本支店A T MやS M B Cダイレクト（インターネットバンキング）による振込はできません。</li> <li>●本口座にお預け入れいただけるのは、贈与により金銭を取得した日（通常は贈与契約日）から2ヶ月以内のお預け入れに限ります。</li> <li>●1,500万円以内であれば、所定のお手続により、2026年3月31日までの間、本口座に追加で贈与資金をお預け入れいただくことができます（ただし、贈与契約日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円超の場合、当該贈与に係る資金は非課税の対象となりません）。</li> <li>●10万円以上、1円単位、1,500万円以内（受贈者一人あたり） ただし、本商品ではお預入金額の上限は合計1,500万円となります。また、贈与契約日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円超の場合、当該贈与に係る資金は非課税の対象となりません。</li> <li>●上記金額の範囲内であっても、本口座から一度払い戻し等をした預金を、本口座に再度お預け入れすることはできません。</li> </ul>

<p>8. 払戻方法</p> <p>(1) 払戻方法</p> <p>(2) 払戻金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本口座からの現金での払い戻しは、当行の国内本支店窓口のみとなります。</li> <li>●本口座は、自動引落等のご契約による自動的な払い戻しもご利用いただけます。</li> <li>●本口座からは、随时、払い戻しが可能ですが、本措置の適用を受けるためには、教育資金の支払に充てた領収書等の支払日が属する年の12月31日までに本口座からの払い戻し（自動引落等のご契約による自動的な払い戻しを含みます）が必要となります。</li> <li>●本口座からの年内の払戻分については、以下「9. 領収書等の提出」に基づく領収書等の提出または提供がない場合は贈与税の課税対象となります。また、年内の払戻分について、年明け後に教育費として支払った場合、当行に領収書等を提出または提供いただいても年内の当該領収書等に 対応する払戻分については、本措置の適用を受けることができません。 ※当行は、預金者が本口座から預金を払い戻し等するものについて、教育資金として使用されるかを確認・管理するものではありません。</li> <li>●1円以上、1円単位</li> </ul>
<p>9. 領収書等の提出</p> <p>(1) 提出時期</p> <p>(2) 提出方法</p> <p>(3) 領収書等の要件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本措置の適用を受けるためには、本口座に最初に預け入れした日以降の毎年1月1日から12月31日の間に教育資金の支払に充てた領収書等のうち当行が認めるものを、書面の場合は、翌年の1月1日から3月15日までに、電磁的記録の場合は、別途通知する受付開始日から翌年3月15日までに、当行所定の手続きにより提出または提供しなければなりません。 ※本特約が終了した場合は、上記にかかわらず当該終了日の翌月末日までの提出または提供となります。また、一昨年12月31日以前の領収書等 および本口座へ最初に預け入れした日より前の日付の領収書等の場合、本措置の適用対象外となりますのでご注意ください。</li> <li>●領収書等を紛失または上記期間に領収書等の提出または提供を失念した場合、本措置の適用を受けられなくなり、贈与税の課税対象となるためご注意ください。</li> <li>●領収書等を書面で提出する場合、当該領収書等の原本は、当行国内本支店窓口にご来店の上、ご提出ください。領収書等は、電磁的記録（「まなぶ想い領収書提出アプリ」）でご提供いただくことも可能です。 ※当行は、ご提出またはご提供いただいた領収書等を法令等に基づき確認・管理します。</li> <li>●領収書等とは、以下に該当する「領収書」や「支払の事実を証する書類」になります。※請求書は不可。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【学校等への対象となる支払例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、教育充実費、修学旅行・遠足費、入学検定料、日本スポーツ振興センターの災害共済 給付の共済掛金、PTA会費、学級会費・生徒会費、学校の寮費 など</li> </ul> <p>【学校等以外への対象となる支払例】</p> <p>&lt;塾や習い事など、学校等以外の者への支払&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月謝、謝礼、入会金、参加費 など</li> </ul> <p>&lt;物品の販売店などへの支払&gt;</p> <p>学校等における教育に伴って必要であり、学校等が書面（※）で業者を通じての購入や支払を保護者に依頼しているものを指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書・副教材費、教科教材費（リコーダー・裁縫セット等）、学校指定の学用品費（制服、体操着、ジャージ、上履き、通学鞄等）、卒業アルバム代、修学旅行・自然教室等の校外活動費、給食費 など</li> </ul> <p>※年度や学期のはじめに配布されるプリントや、「学校便り」「教科書 購入票」「シラバス（講義要領）」等で、学校名、用途、費目が記載されていることが必要です。</p> </div> <p>学校等以外への支払で、受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、塾や習い事など、学校等以外の者への支払については、非課税の対象となりません。（ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は、対象となります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当行にご提出またはご提供いただく領収書等には、支払日付、金額、摘要（支払内容）※、支払者（宛名は、受贈者または保護者等）、支払先の氏名（名称）、支払先の住所（所在地）が記載されている必要があります。 ※学校等以外への費用についてはその内訳（例「○月分○○料として（○回または○時間）」）も必要</li> <li>●学校等以外（塾や習い事等）への教育資金の場合は500万円以内が本措置の適用対象となります。</li> <li>●本口座の本特約に違反した場合（教育資金と無関係な領収書等であることが判明した場合等を含む）等には、領収書等に関する記録を訂正または取り消す場合があります。</li> <li>●領収書等に記載または記録された金額が外国通貨である場合における教育資金の支払に充てたものとして記録する金額は、当行所定のレートで日本円貨に換算した金額とするものとします。</li> </ul>

<p>10. 贈与者死亡時の手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本口座の契約期間中に贈与者が死亡した場合、本口座の取引店に贈与者が死亡した旨を届け出る必要があります。</li> <li>●当行は、管理残額を計算の上記録します。贈与者が死亡した日以前に支払われたことを証する未提出の領収書等がある場合は、受贈者は速やかに当行へ提出する必要があります。</li> <li>●贈与者が死亡した時点で管理残額※がある場合、受贈者は管理残額を贈与者から相続等により取得したものとみなされます。相続税の課税価格の計算に当たっては、当該管理残額※を含めて課税価格の計算をする必要があります。計算の結果、当該贈与者から贈与等により財産を取得した方（受贈者本人や他の相続人など）それぞれの課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合には、相続税の申告期限までに相続税の申告を行う必要があります。なお、受贈者が孫等である場合、2021年4月1日以降に取得した資金については相続税の2割加算の対象となります。</li> </ul> <p>※申告した金額（非課税拠出額）から教育資金として払い出したことが確認された金額（教育資金支出額。訂正があった場合は訂正後の金額となります。）を控除した残額。</p> <p>※2019年3月31日以前に贈与された資金については、課税されません。</p> <p>※2019年4月1日から2021年3月31日に贈与された資金については、死亡前3年以内に取得した金額のみ相続税の課税対象となります。</p> <p>※贈与者の死亡の日において、受贈者が23歳未満である場合、学校等に在学している場合、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、課税されません。（2023年4月1日以降に贈与された資金かつ、贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合を除く）</p> <p>※相続税の具体的な取扱いや申告等については、受贈者ご自身で税務署または税理士にご確認ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【管理残額】</b> 死亡した日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額。</p> <p><b>【非課税拠出額】</b> 教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に本措置の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,500万円を限度とする）。</p> <p><b>【教育資金支出額】</b> 当行において教育資金の支払の事実を証する書類（領収書等）およびその他必要書類により教育資金の支払の事実が確認され、かつ記録された金額の合計額。</p> <p>※管理残額の計算方法や2割加算の対象となる金額の計算方法について、詳しくは文部科学省のホームページをご覧ください。 また、相続税の申告手続は、受贈者において行うこととなりますので、税務署にお問い合わせください。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●管理残額の金額を確認する必要がある場合は、本口座の取引店にお問合せください。</li> </ul>
<p>11. 利 息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利息決算</p> <p>(3) 計算方法</p> <p>(4) 課 税</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●預金の利息については、本措置の対象外となり、以下「(4)課税」のとおり、分離課税となります。</li> <li>●市場金利の動向等に応じて毎日決定し店頭に表示する金利を、適用します。（変動金利）</li> <li>●毎年2月と8月に、次の通り利息決算を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2月第三日曜日の翌日から同年8月第三日曜日までについての利息を決算し、その翌日に利息を預金残高に組み入れます。</li> <li>・8月第三日曜日の翌日から翌年2月第三日曜日までについての利息を決算し、その翌日に利息を預金残高に組み入れます。</li> </ul> </li> <li>●毎日の最終残高について、付利単位を1円として、1年を365日とする日数計算をもとに、利息計算します。 ただし、その日の最終残高が1,000円未満の場合には、その日の分の利息はお付けしません。</li> <li>●分離課税（国税15.315%および地方税5%、合計20.315%※） ※復興特別所得税が付加されており、2038年1月1日以降は合計20%となる予定です。</li> <li>●法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優（非課税）の取扱を受けることができます。 ただし、非課税合計額350万円が適用となります。 なお、2005年12月31日をもって「65歳以上を対象」とするマル優制度（上限350万円）は廃止となっております。</li> </ul>

12. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご利用にあたって、新規申込手数料 22,000円(税込)がかかります。</li> <li>本口座に預け入れするにあたっての振込手数料や教育資金の支払に充てる際の振込手数料、本口座の通帳を再発行する場合の再発行手数料等には、所定の手数料※がかかります。 ※本口座から支払われる各種手数料は、本措置の適用対象外となります。</li> </ul>
13. 預金者および法定代理人による表明・保証・確約	<ul style="list-style-type: none"> <li>本口座の預金者（預金者が未成年者等である場合は法定代理人を含む）は、本特約に記載の以下の事項等をご確認の上、お申し込みください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>本口座にお預け入れいただく預金は、贈与契約に基づき預金者が取得した資金であって、専ら預金者の教育資金とすることが予定されていること</li> <li>他の金融機関や当行他支店・出張所で、本口座等を開設していないこと</li> <li>当行にご提出またはご提供いただく領収書等は、相続税法第21条の3 第1項第2号の規定の適用を受けた贈与により取得した財産が充てられた教育資金にかかるものではないこと</li> <li>当行にご提示、ご提出またはご提供いただく書類はすべて真正なものであること</li> <li>本口座からの払い戻し等は、預金者の教育資金または預金者のために使用する目的で払い戻し等をすること 等</li> </ul> </li> </ul>
14. 当行への届出事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>本口座の預金者について、お名前やご住所に変更があった場合や、遺留分による侵害額請求や贈与契約の無効などで、本口座開設時に申告した金額が減少またはないこととなった場合、当行へお届けください。</li> <li>本口座開設時に受贈者が未成年者である場合は、受贈者が成年になった場合など、当行へお届けください。 ※届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</li> <li>本口座の契約期間中に贈与者が死亡した場合、本口座の取引店に贈与者が死亡した旨を届け出る必要があります。</li> <li>預金者が30歳に達した日において、預金者が学校等に在学している場合、または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合で、本特約の継続を希望する場合は、30歳に達する日までに学校等に在学している旨、または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している旨を、当行所定の書面で当行へお届けいただきます。かつ、30歳に達した日の属する月の翌月末日までに、学校等に在学している旨、または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している旨を、当行所定の書面で、それらに該当することを明らかにする書類を添付して、当行へ通知する必要があります。これがない場合、本特約は終了し本口座も解約となります。</li> <li>預金者が30歳に達した日の属する年の翌年以降について、特約の継続を希望する場合、当該年のいずれかの日において預金者が学校等に在学している旨、または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している旨を、当該年の12月31日までに、当行所定の書面で、それらに該当することを明らかにする書類を添付して、当行へ通知する必要があります。これがない場合、その年の12月31日又は預金者が40歳に達する日のいずれか早い日に本特約が終了するものとします。</li> </ul>
15. 本特約の終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の日のいずれか早い日に預金者と当行で締結する本特約は終了し、本口座も解約となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>預金者が30歳に達した日（30歳の誕生日の前日）（ただし、30歳に達した日において、預金者が学校等に在学している場合、または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合で、当行宛て所定の届出を行った場合には、本特約は終了しないものとします。この場合、預金者は、30歳に達した日の属する月の翌月末日までに、学校等に在学している旨、または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している旨を、当行所定の書面で、それらに該当することを明らかにする書類を添付して通知することとします）。その達した日の属する年の翌年以降については、学校等への在学または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練の受講に該当する期間があった旨、当行所定の書面で、それらに該当することを明らかにする書類を添付して、当行宛てにその年の12月31日までに届出なかった場合、その年の12月31日又は預金者が40歳に達する日のいずれか早い日に本特約が終了するものとします）</li> <li>預金者が死亡した日</li> <li>本口座の預金額が0円となり、預金者と当行の間で本特約の終了の合意があった日</li> <li>適用期間経過後に本口座の預金額が0円となった日</li> </ul> </li> <li>上記の他、普通預金規定等に基づき解約された場合または所定の本特約違反の場合にも本特約は終了することがあります。また、本特約に違反した場合には、預金および本特約の取扱を停止することができます。</li> <li>上記「8. 払戻方法」により本口座から預金を払い戻し、かつ上記「9. 領収書等の提出」に基づく領収書等の提出または提供がなかった金額および本口座の預金残額の合計金額が、本特約終了時に贈与税の課税対象となります。</li> </ul>

16. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●別途、特約することにより、利息を無利息とし、預金保険による全額保護の対象となる決済用普通預金として利用することができます。</li> <li>●総合口座として、ご利用いただくことはできません。</li> <li>●本口座では、キャッシュカードの発行はできません。</li> <li>●SMB Cダイレクト（インターネットバンキング）はご利用いただけません。</li> <li>●SMB Cポイントパック、SMB Cデビット等一部お申し込みいただけない商品・サービスがございます。</li> <li>●O I i v e アカウントはお申し込みいただくことはできません。</li> </ul>
17. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。</li> </ul>
18. 元本欠損リスクと要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特になし</li> </ul>
19. 権利行使上の制限・中途解約の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本口座の名義の変更はできません。 ※婚姻等、預金者本人の氏名が法令に基づき変更される場合を除きます</li> <li>●本口座の譲渡にかかる契約を締結することまたは本口座を担保に提供することはできません。</li> <li>●本口座の解約の申入をすることはできません。</li> </ul>
20. 当行の契約する指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱に関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。 《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772</li> </ul>
21. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当行所定の事由等により、受贈者が本措置の適用を受けられなかった場合による損害等については、当行は責任を負いません。</li> <li>●本措置の適用対象となる教育資金の範囲や学校等の範囲についてご不明な点がある場合は、文部科学省のホームページまたは税理士にご確認ください。</li> </ul>